

早期発見対応指針

飯 塚 市

令和 2 年 2 月 策定

令和 5 年 3 月 改正

令和 6 年 4 月 改正

目 次

1	早期発見・早期対応の必要性	P2
2	発見・気づきのために	P2
3	子どもの身体等に現れる虐待の兆候	P4
	(1)身体虐待による外傷の部位	
	(2)虐待を疑わせる特徴のある外傷	
	(3)性的虐待を疑わせる特徴	
4	虐待を受けた子どもを発見したときの通告の義務	P7
	(1)通告・情報提供するときのポイント	
	(2)通告先	
5	通告受理後の初期対応	P8
	(1)初期対応の流れ	
	(2)通告・相談者別の留意点	
	(3)情報の収集及び調査	
	(4)安全確認	
6	子どもの安全を確認した後の対応（支援方針の決定）	P12
7	関係機関・関係者の役割	P12
	(1)関係機関の連携・協力	
	(2)関係機関・関係者の役割	
	参考資料① 気づきのためのチェックシート	P29
	参考資料② 通告（相談・連絡）のQ&A	P32

早期発見対応指針

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(抜粋)(以下「条例」という。)

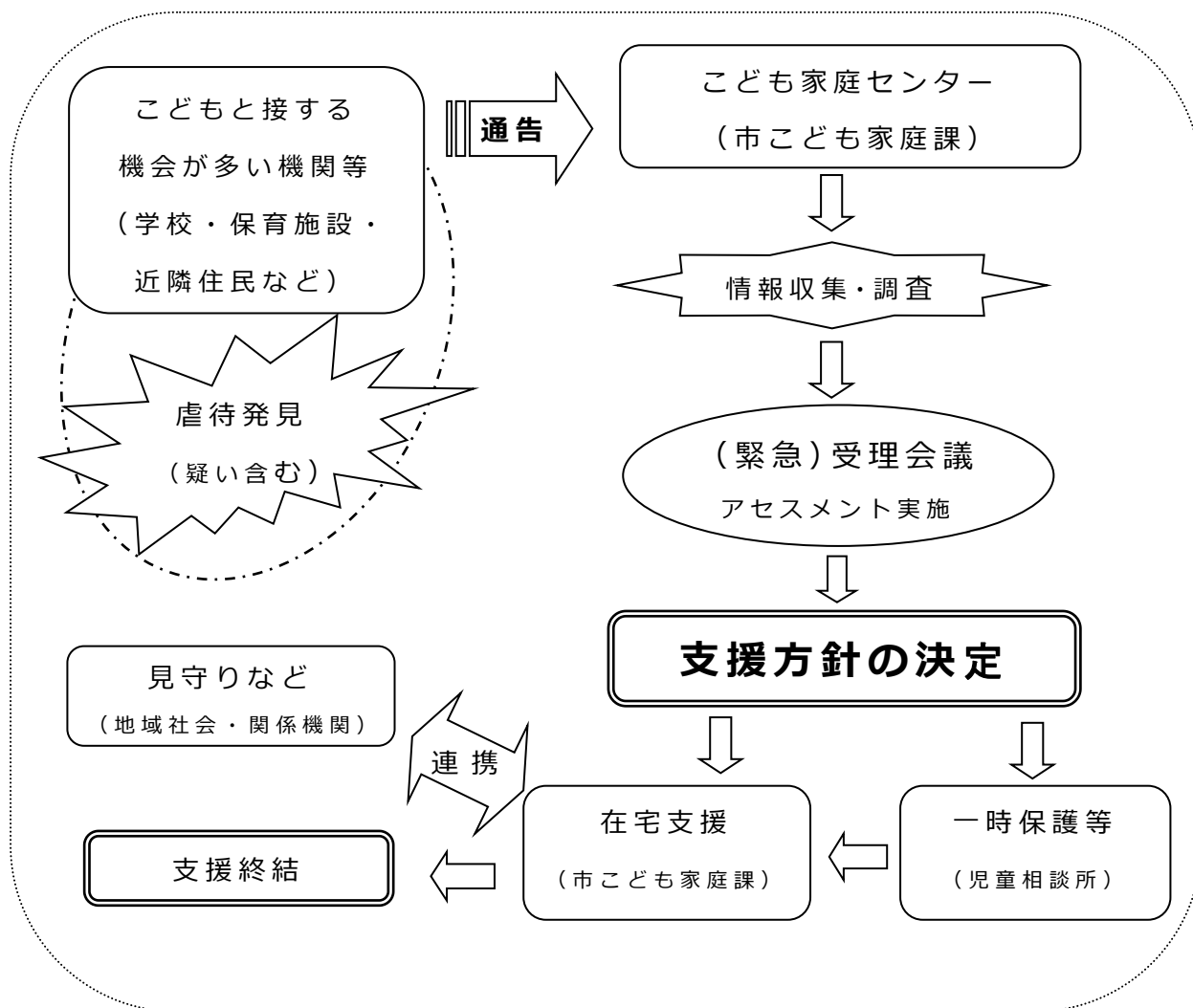
(児童虐待の早期発見)

第9条 市、市民等及び関係機関等は、児童虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 市長は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。

3 関係機関等は、早期発見対応指針に従って、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるものとする。

早期発見対応



1 早期発見・早期対応の必要性

児童虐待は、子どもの発育・発達面、情緒面、行動面等に問題をもたらし、子どもの一生に大きな影響を及ぼす。さらには、世代を超えて「虐待の連鎖」を引き起こすこともあるとされている。また、一旦、特別な支援が必要な状態にまで陥ってしまうと、改善は容易ではなく、多くの人手・時間・経費を要することになる。

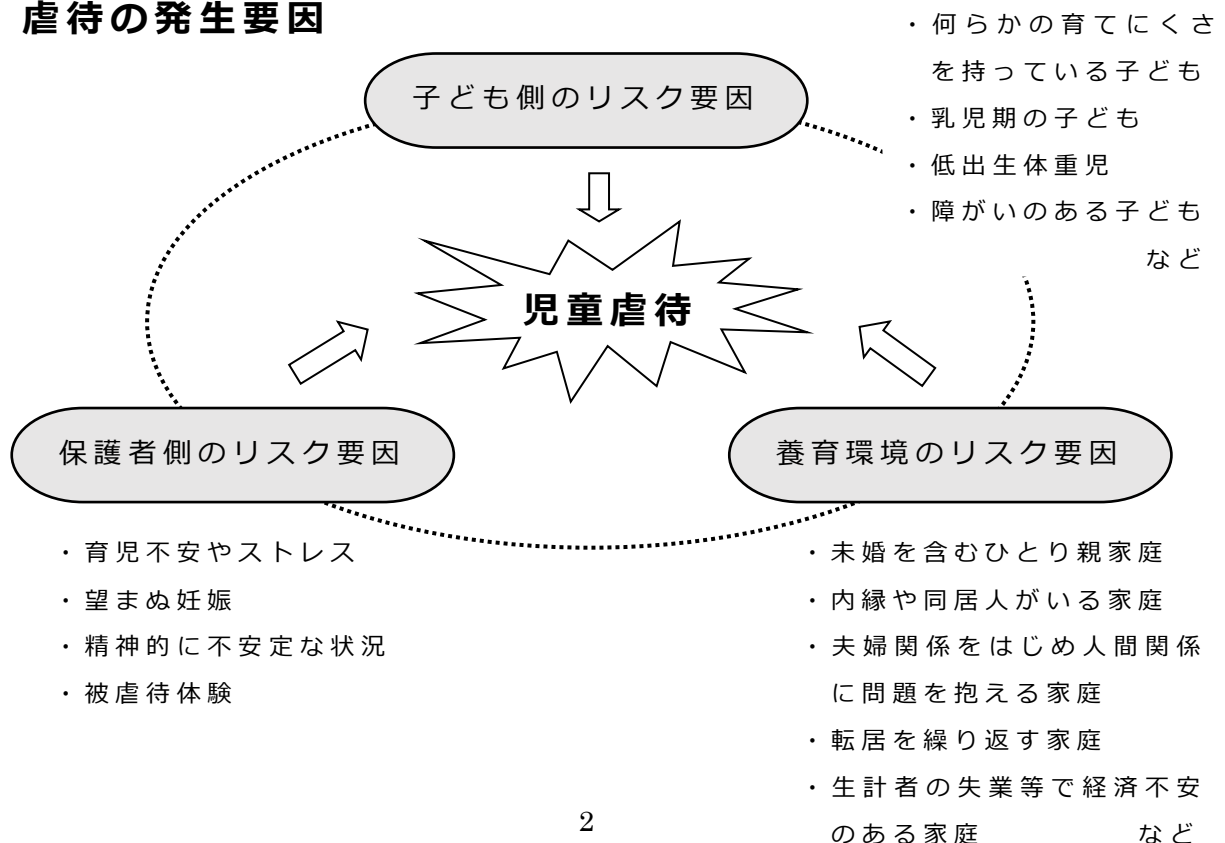
こうしたことから、虐待を早期に発見し、早期に対応を行う。早期に適切な対応を行うことは、子どもの受ける心身の傷を軽減するとともに、保護者自身が子育てについて学ぶ機会を持ち、適切な環境で子育てをする働きかけや愛着形成にも有効となる。

2 発見・気づきのために

虐待が発生する家庭は、保護者の性格や経済状況、夫婦関係、近隣関係など多様な問題が複合的、連鎖的に作用し、何らかの支援を必要としている可能性がある。

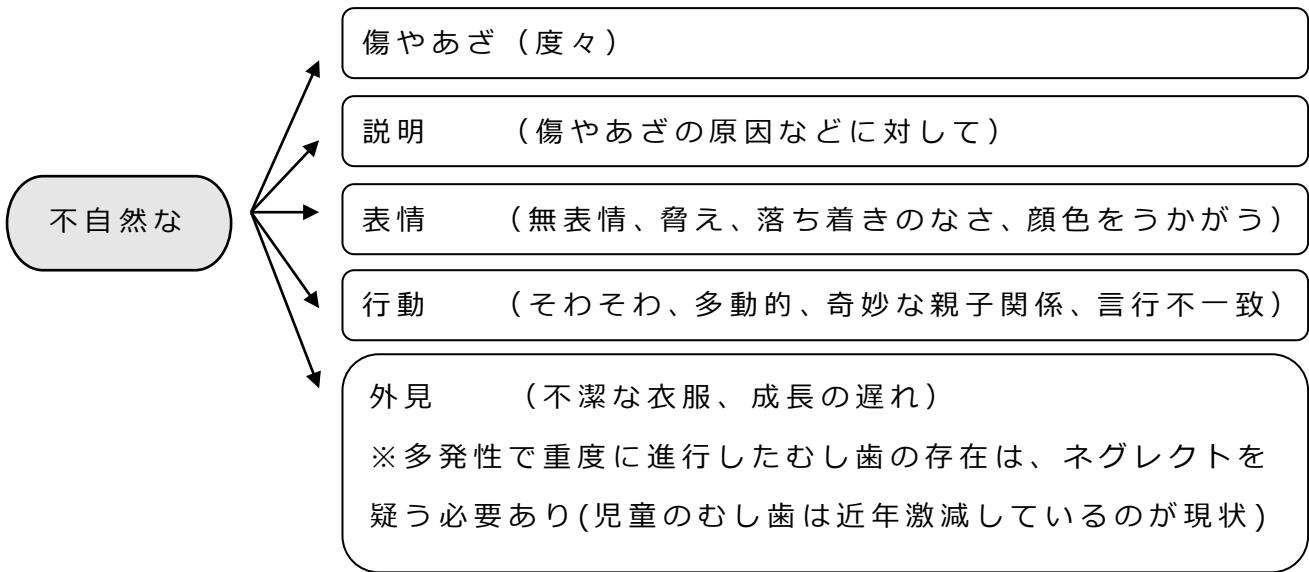
また、虐待は、育児不安や生活上でのイライラ感、孤立感などから始まることが多いとされており、虐待の早期発見には、日常生活において接しやすい近隣など地域の方々の気づきが必要である。

虐待の発生要因



虐待発見のポイント

「不自然さ」こそ最も重要なサイン



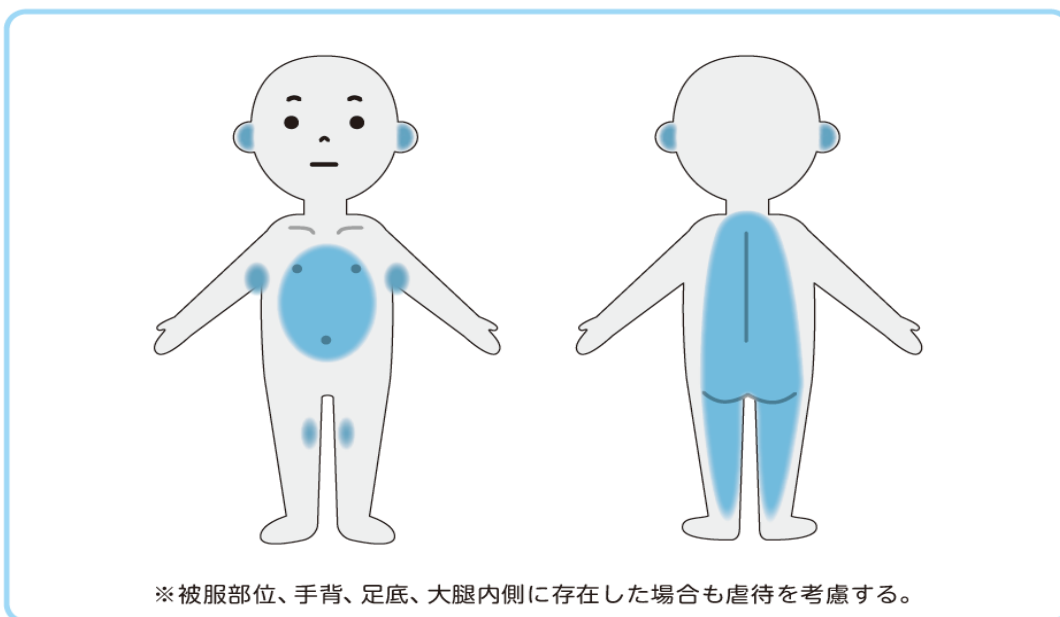
3 子どもの身体等に現れる虐待の兆候

子どもへの虐待の気づきとして、体格や衛生状態などの変化で発見されることがある。特に保育施設、学校などでは、低身長・低体重（-2SD以下※）や長期休暇明けの大きな体重減少など、身体測定などの記録が子ども虐待の重要な発見や判断基準となる。

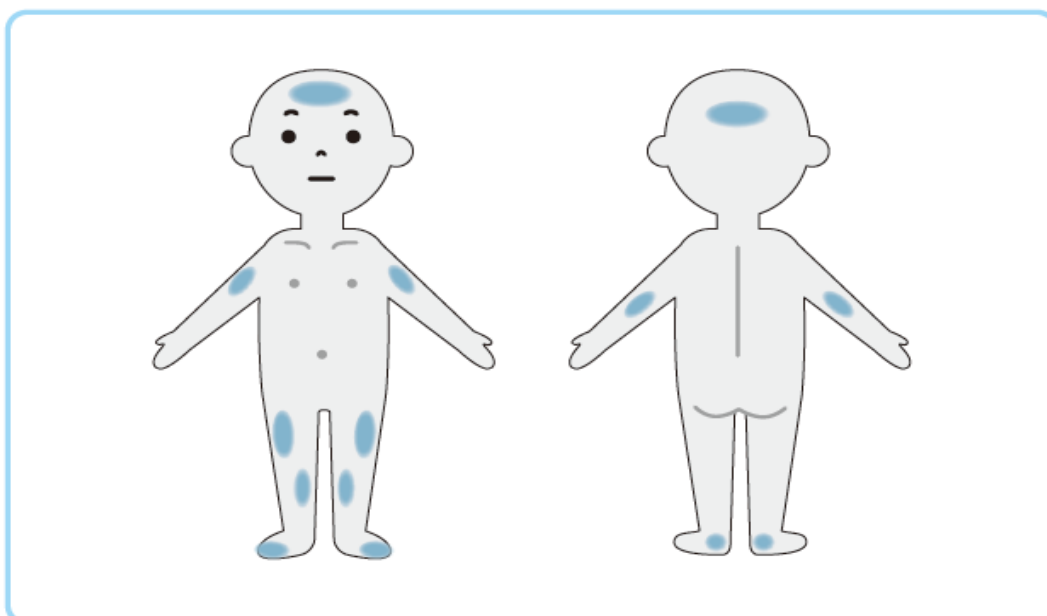
また、子どもの体に傷やあざがあった場合、虐待によるけがと事故等のけがには、受傷しやすい部位に明らかな違いがある。

(1) 身体虐待による外傷の部位

虐待の可能性が高い外傷部位



事故で受傷しやすい外傷部位






(2) 虐待を疑わせる特徴のある外傷




● **パターン痕：何らかのパターンを持つ挫傷**

	平手打ち痕	少しぼやけた、指の大きさの直線状の2～3本の縞状の痕。指輪痕を認めることもある。
	つねり痕	三日月状の一对の挫傷。
	指尖痕 (指先の痕) 手拳痕 (にぎりこぶしの痕) 握り痕	等間隔の卵型挫傷。指爪により時に皮膚の裂傷が併存する。時に重篤な顔面びまん性挫傷、眼窩貫通外傷を伴う。
	絞頸 (首しめ)	首部の挫傷と、首を絞められたことによる上まぶたや顔面の点状出血。時に眼球結膜充血も伴う。
	耳介内出血 (耳の内出血)	通常では肩や頭蓋等で守られる部位で、偶発的にけがをすることはまれである。

● **道具による外傷：身近な生活用具が用いられることが多い**

	ベルトや革紐	平行面がある。からだの輪郭に沿い曲線を形成する。
	二重線痕	棒きれや杖など細い棒状のもので叩かれた時にできるあざ。棒が当たった中心部をまたいで、その左右にぼやけた内出血の痕ができています。
	ループコード痕	ロープや電気コードなどを曲げてムチを打つような状態で叩かれた場合にできる。細い直線状の、片側が開いた楕円状の痕。多数存在する傾向がある。

● **熱傷：やけどの部位や形状から受傷の理由を推測することができる**

	辺縁が平滑な曲線で、熱傷の重症度が一定	熱いお湯に強制的に一定時間接触してできる熱傷。足の裏や、浴槽の底面に押し付けられた部分には熱傷がみられない。
	タバコ熱傷	境界が鮮明な円形で、中央部が周辺部よりも深いやけどは、タバコを押し付けられた可能性が高い。誤ってタバコに触れた事故の場合は、偏心性の表面熱傷で、擦ったような形状を伴う。
	固体接触熱傷	アイロン、ヘアアイロン、ヒーターなど、家庭内で使用している家電製品等を押当てられた可能性を疑う。

(参考：子ども虐待対応・医学診断ガイド)

(3) 性的虐待を疑わせる特徴

① 振舞い方が変わる

性的虐待を受けた子どもは、攻撃的になったり、何かに依存するようになる。また、睡眠障がいやおねしょなどがみられることがある。

② 加害者を避ける

性的虐待をしている加害者に対して、子どもが嫌悪感や恐怖感を抱くことがある。また、加害者と二人きりになるのを避けるようになることもある。

③ 学校生活に支障がでる

虐待を受けた子どもは、記憶力や集中力が低下して、成績が落ち始めることがある。

④ 身体に異常をきたす

生殖器や肛門の痛み、性感染症、妊娠など、子どもの体調に異変がみられることがある。

⑤ 被害をにおわせる

自分が性的虐待を受けていることをほのめかすようなことを言うことがある。

⑥ 性的に不適切な言動をとる

性的虐待を受けた子どもは、性行為を直接表すようなことを言ったり、性的に不適切な行動をしたりすることがある。

4 虐待を受けた子どもを発見したときの通告の義務

虐待を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下同じ）を発見した人には、速やかに、市又は児童相談所等に通告する法的義務がある。緊急性が高いと判断される場合には、子どもの安全を確保するため、至急、児童相談所や警察に通告・通報する。

通告した人には、実際に虐待があったかどうかを証明する責任はなく、実際に虐待であるかどうかの判断は、通告を受けた機関が行う。通告を受けた機関は、通告者や通告の内容等の情報が漏れないようにする。

(1) 通告・情報提供するときのポイント

- ① 子どもの氏名、年齢、住所、家族構成
- ② 虐待の具体的な内容、程度、頻度、気づいたり発見した時期
- ③ 現在の子どもの状態
- ④ 調査・支援の糸口となる情報
- ⑤ 要支援児童と思われる子どもの状態像
- ⑥ 家庭の状況（子どもの発達・発育・成長に影響を与える状況があるか）
- ⑦ 情報提供に同意があるか
- ⑧ 通告（相談・連絡）者の情報

（「通告（相談・連絡）した人の秘密は守られる」ことを伝える）

(2) 通告先

機関名	電話番号	
	平日（月～金） 午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	休日（土・日・祝日） 平日（月～金）夜間
飯塚市こども家庭課	0948-22-5500（代表） 0948-26-7733（直通）	—
福岡県田川児童相談所	0947-42-0499	—
	虐待対応ダイヤル 189 番（24 時間対応）	
福岡県飯塚警察署	0948-21-0110	—
	110 番（24 時間対応）	

5 通告受理後の初期対応

(1) 初期対応の流れ

市や児童相談所等に通告があると、通告を受けた機関では緊急会議を開き通告内容を確認する。さらに状況を詳しく把握するため、関係機関と連絡をとり情報を集めるとともに、調査を行って子どもの安全を確かめる。

深刻な事例であると判った場合は、子どもを児童相談所において一時保護し、子どもの安全を確保する。

【深刻な事例（例）】

- ・ 子ども自身が保護・救済を求めている
- ・ 保護者が、子どもの保護を求めている
- ・ 保護者からのこのままでは「何をしでかすか分からない」、「殺してしまいそう」等の訴え 等
- ・ 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど
(きょうだいや同居人等からの性被害疑いも含む)
- ・ 性的虐待又はきょうだいや同居人等からの性被害（疑い）
- ・ 頭部外傷（慢性・急性硬膜下血腫、頭がい骨骨折等）
- ・ 腹部外傷（内臓損傷等）
- ・ 頭部、腹部以外の重篤な骨折、裂傷、打撲傷、眼球の外傷、熱湯や熱源による火傷・熱傷痕等
- ・ 治療を要するほどの骨折、火傷、顔面の外傷
- ・ 慢性的なあざや傷痕（タバコ等）
- ・ 閉じ込められる、拘束されているような外傷
- ・ 脱水、栄養不足による衰弱がある
- ・ 低出生体重児や基礎疾患によらず、加療中か不明で、身長体重が標準から大きく外れている（乳幼児で体重の増加が見られない、成長曲線-2SD以下等）
- ・ 生命に関わる医療行為の拒否がある
- ・ 乳幼児を長時間、大人の監督もなく放置している
- ・ 車上生活をしている、居所が定まらず転々としている など

(2) 通告・相談者別の留意点

① 虐待している保護者からの相談

- ア 非難や批判をせず、訴えを傾聴する。共に問題を考える姿勢を示し、必要な場合には解決への方法や見通しについて具体的な助言をする。
- イ 子どもに対する気持、家族関係や生活の状況、支援者の有無、求めている支援内容などを聴く。
- ウ 必要ならば家庭訪問することを伝え、了解を得る。

② 子どもからの相談、虐待を打ち明けられた時の対応

子どもが迷いながらも勇気を出して相談したことを受け止め、打ち明けられた側は感情的になってしまわないよう、打ち明けられた自分自身の気持ちの動きを自覚しながら、子どもの気持ちを聞いていく必要がある。

子どもの心理的負担等に配慮した聞き取りを心がけ、虐待の状況、親やきょうだいに対する気持、家族関係や生活の状況、求めている支援内容などを聴く。また、子どもの二次被害を防止するため、必要に応じて、児童相談所等と協同面接(代表者聴取)を適切に実施する。

ア 子どもを聴く面接の仕方

◇話してもよいという安心感を与え、共感的に聴く

「よく話してくれたね。話してくれてありがとう。」

「あなたは悪くないよ。何ができるか一緒に考えよう。」

「今まで気づけなくてごめんね。」 など

◇虐待されている子どもは「自分が悪いから」と思っている

「～した自分が悪いと思っっているのね。でも～したからといって、親から殴られていい子なんていないよ。」と伝える。

◇話したことに矛盾があったとしても、信じることを伝える

事実の確認もさることながら、どのような気持ちになったのか共有する。混乱や迷う気持ちから「わからない」と言うこともあるため、まずは尊重し「思い出したらまた話してね」などと安心できる言葉をかける。

※性的虐待の場合の対応

子どもや保護者から相談があった場合、様々な人が何度も子どもに聞くのは負担になったり、次第に曖昧になってしまう危険性があるため、「誰が?」「何を?」(した、させた)だけを聞き取る。

あえて聞き出そうとせず、子どもや保護者のペースで話を聞く。

「こんなことがあったんじゃない?」などの誘導は避ける。

「誰が」「何を」以外の「どこで」や「どうやって」「いつ」などの話は自発的に話してきた場合のみ聞き取る。

「誰が?何を?」のみ確認し、速やかに児童相談所に通告をする。

イ やってはいけないこと

◇「誰にも言わない」と約束する

「誰にも言わないで」と言われたときは、できない場合があることを説明し、「あなたを守ってくれる人に相談すること」を伝える。

◇「閉じられた質問(はい、いいえで回答できる質問)」を立て続けにする

質問側が想像した特定の答えに向けて誘導したように思われる恐れがある。

◇無責任な約束

「家から出してあげるよ」「お父さん(お母さん)に改めてもらおうよ」など

◇何度も何度も子どもに確認を求めること

◇親を責めること

「ひどい親だね」など

◇子どもを責めるような質問

「なぜはっきり嫌だと言わなかったの?」

「お父さん(お母さん)を怒らせるようなことをしたの?」

など

③ 家族、親族からの相談・通告

家族、親族としての立場や心配を受けとめながら話を傾聴し、虐待している者や被虐待児との関係についての情報を聴取する。

④ 地域、近隣住民からの相談・通告

匿名の通告の場合は、通告者のプライバシーの保護を丁寧に説明して、氏名、住所、連絡先等を教えてもらう努力をする。また、以後の情報を受ける窓口として、担当者名を伝える。

⑤ 学校・保育施設等からの相談・通告

虐待が見られたり疑われる場合には、訪問調査により実態を把握し、子どもの状態を直接確認し、児童相談所に報告する。状況に応じて児童相談所への送致を検討する。

⑥ 医療機関からの相談・通告

外来受診時や入院中のケースで相談・通告があった場合には、医療機関に出向いて主治医や関係職員から状況等を聴取する。入院中の場合は、子どもの状態を直接確認する。

⑦ 障がい児通所支援施設従事者が虐待をしている疑いがある場合の相談・通告

障がい児通所支援施設従事者が虐待をしている疑いがある相談・通告があった場合には、社会・障がい者福祉課に報告する。

(3) 情報の収集及び調査

市は、通告を受けた場合、他の機関と連携してできるだけ早く情報を収集し、児童相談所へ通告内容を報告して対応を協議する。また、条例第19条第1項により、市は、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから48時間以内に当該通告に係る子どもの安全を確認する。

虐待への対応では、関係者が情報交換により情報を共有するとともに、次の事項について話し合い、連携して迅速に対応する。

- ・虐待に関する情報の確認
- ・各関係機関の認識や考え方の確認
- ・当面の方針決定
- ・連絡体制の確立

(4)安全確認

安全確認とは、虐待通告があった時に、今置かれている状況で子どもが安全に生活することができているかどうかを確認することである。通告を受理した場合には、子どもの安全確認を行わなければならない。生命に危険が考えられる深刻なケースや緊急度の高いケースは速やかに児童相談所に送致する必要がある。その際、立入調査や一時保護が必要と認められる場合は、児童相談所にその旨を報告する。また、送致するかどうか判断に迷った時には児童相談所に相談し、早急に対応してもらおう。

6 子どもの安全を確認した後の対応（支援方針の決定）

子どもと保護者を分離する必要がないときは、地域での生活の継続を支援する。各関係機関が連携して、それぞれの役割を担いながら再び虐待が起きないように家族を見守り、支援する。子どもに再度危険が生じたときには、速やかに児童相談所に相談し、対応を協議する。

虐待は繰り返されることが多いので、虐待の初期対応を終了した後も、長期にわたって継続的に支援・指導を行う。在宅で支援・指導すると決めた場合、中心になって関与する機関を定め、定期的に訪問する等、きめ細かく支援・指導を継続する。

7 関係機関・関係者の役割

(1)関係機関の連携・協力

虐待は複雑な要因が絡み合っているため、通告・相談を受けた一人あるいは一つの機関の努力だけでは解決はできない。効果的な援助のためには、関係機関・関係者がチーム、ネットワークを組んで、連携しながら対応していくことが必要である。

問題が深刻にならないうちに解決するには、一つの機関だけで対

応せず、早い時期に関係機関と連携・協力していくことが不可欠である。

虐待は、複数の問題を抱えた家族の中で発生する機会が多いことから、児童相談所などの関係機関・関係者より多面的に情報を集める。そして、共通した認識をもって、統一した方針のもと、家族が抱える問題全体を考慮しながら、多様な支援を行う。

民間団体も含め、各関係機関は、それぞれの役割を確認し、役割分担を行って、相互に補完しあいながら、連携・協力して総合的な取り組みを行う。

(2) 関係機関・関係者の役割

児童虐待の早期発見において、各関係機関や地域住民は大きな役割を果たす。それぞれの役割を認識・分担し、連携・協力して、早期発見・早期対応に努める。

① 福祉事務所（市こども家庭課 こども家庭センター〔児童福祉〕）

発見	市関係部署、地域住民、民生委員児童委員、学校、保育施設、その他の機関等から虐待に関する通告や相談を受け、虐待されている（疑いのある）子どもの早期発見に努める。
通告受理	虐待通告を受けた場合、最低限必要な情報が得られるように、「虐待通告受理票」に基づいて通告内容を確認する。 また、具体的な調査内容などを協議検討するための緊急受理会議を直ちに開催する。福岡県が示す「緊急度アセスメントシート」や「子どもの安全確認チェックリスト」を活用し、児童相談所と対応を協議する。
調査	子どもの安全確認を最優先（48時間以内）に行うよう努めるとともに、緊急受理会議の協議検討事項に基づいて、子どもの所属集団（学校、保育施設等）、生活保護の受給や各種手当の受給など、個々の事例について様々な情報の収集と整理を行う。
援助方針	調査の結果に基づき、会議（ケース検討会議）を開

<p>援助方針</p>	<p>催し、今後の援助方針を定める。ケースは多面的に検討し、「複眼の視点」から意思決定を行うためにも、医師、弁護士、心理士などの専門職の助言を基に組織的対応が必要となる。</p> <p>関係機関から情報収集した内容を整理し、要保護性の高い困難事例（緊急性やリスク度が高い事例）や処遇困難な事例で市のみでは対応が困難と判断される場合は、児童相談所と連携して対応する。</p> <p>援助方針の決定に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>ア．相手にあった支援内容</p> <p>イ．要支援家庭への積極的アプローチ</p> <p>ウ．子どものケアとともに親を含めた家庭への支援、また母子保健・子育て支援事業などを活かした援助及び保護者の負担軽減を図る援助に配慮</p>
<p>介入援助</p>	<p>援助方針に基づいてこども家庭センター職員は、面接・訪問・調査などを行う。</p> <p>保育施設の利用等により保護者の負担軽減が図られる場合は、保育施設の利用を勧める。</p> <p>見守り依頼をした機関（学校、保育施設など）に対しては、子どもに心配な状況が見られるときは、タイムリーに必ず連絡をもらうよう確認しておくとともに、当該機関から連絡のない場合であっても、訪問などにより定期的かつ主体的に状況を把握するように努める。</p> <p>子どもに会えない状況が続く場合は、福岡県が示す「子どもに会えない状態が続く場合における安否確認のためのルール」を活用し、児童相談所と連携して対応する。</p>

※詳細については、「子ども虐待対応の手引き（厚生労働省作成）」
「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）（厚生労働省作成）」
を参照

②福祉事務所（市こども家庭課 こども家庭センター[母子保健]）

発見	母子手帳交付時や乳幼児健診等の母子保健事業を通じて、妊娠期から子育て期にかけての子ども及び保護者の状況を把握し、虐待されている（疑いのある）子どもの早期発見に努める。
調査	乳幼児健診未受診の家庭等には家庭訪問を行い、子どもの安全を確認する。必要に応じて、福岡県が示す「乳幼児健診未受診者に対する受診勧奨のためのルール（福岡ルール）」を活用する。
介入援助	子どもの育てにくさや保護者の子育ての大変さを受け止め、精密検査などを勧める。 育児に不安を抱えている保護者や地域で孤立しがちな保護者に対して、定期的な家庭訪問や面接、電話での相談等を繰り返したり、子育て支援センターの利用を勧めたりすることで、育児支援を行う。

③保健福祉環境事務所（健康増進課）

地域で生活する住民を対象とした活動の中で、虐待に発展する可能性のある家庭の早期発見を行う。特に産後うつや育児不安の強い保護者、また、障がい児や多胎児・低出生体重児とその家族に対する支援を通して、子どもの健康と安全の確認、保護者への支援を行う。

発見	市、医療機関、障がい者基幹相談支援センター、警察等の関係機関や住民からの相談等により把握したケースに虐待、被虐待の可能性がある場合は、速やかに市や児童相談所と情報の共有を行う。
調査	虐待もしくはそれを疑う根拠について市や児童相談所に伝えたくて、調査は、これらの機関に任せる。
介入援助	市への技術的支援として、市職員への助言や必要に応じて同伴訪問を行う。

④福祉事務所（市生活支援課）

子育てにおいて経済的困窮は、虐待の発生要因ともなることもあるため、生活保護制度について十分に周知して適切に活用する。

生活保護の給付等、必要な福祉サービスを提供することにより、虐待が生じた要因の軽減・解消に努める。生活保護世帯の家庭訪問等の機会を利用して、子どもと保護者の様子や養育状況を観察し、虐待が発生していないか確認し、虐待の疑いがある場合は、速やかに市や児童相談所に通告する。

発見	<p>子どもを養育する生活保護世帯への訪問活動では世帯の状況を把握しながら、子どもの養育状況の変化を注視し、「緊急度アセスメントシート」を参考に虐待の兆候の把握に努める。</p>
調査	<p>要保護児童対策地域協議会において支援対象として登録された世帯については、特に注意を要することからケースワーカーが毎月訪問して、世帯の状況を確認する。</p> <p>その他子どもの養育状態に問題が発生する可能性が危惧される世帯や、保護者や子どもの心身の状況に異常を感じた世帯は訪問頻度を上げ、詳細な状況把握に努める。虐待の兆候を認めた場合は速やかに関係機関と情報を共有する。</p>
介入援助	<p>当該生活保護世帯への援助方針に基づき世帯の自立助長に向けた援助を行うが、虐待の兆候の発見を含む世帯の状況に変化が生じた際は必要な援助方針の見直しを行う。</p> <p>また、虐待が危惧される世帯に関しては、市こども家庭課や関係機関と連携し、子どもの安全を確保したうえで、引き続き電話や面談、訪問活動を通じて世帯の状況を確認し生活指導や相談支援を行いながら養育環境の改善に努める。</p>

⑤福祉事務所（市保育課）、保育施設、幼稚園

保育施設等は、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団などの中で生活する場であることから、虐待を受けている子どもや不適切な養育環境にある子どもにとって、心身の健康と安全を保障するうえで、特に大きな役割を担っている。

<p>発見</p>	<p>保育の実施における保護者や子どもの様子、家庭状況を把握する。子どもの送迎時や日中の保育活動時に保護者や子どもの様子を観察するに当たっては、「気づきのためのチェックシート」を活用し、虐待の兆候を見逃さないようにする。</p> <p>子どもの問題行動の背景に虐待が関係していることが多いことも理解し、また子どもから話を聞く際は、矛盾するような受け答えや訴えにも丁寧に耳を傾ける。</p> <p>[送迎時や日中の保育活動時における観察]</p> <p>日頃から、子どもの送迎時に、保護者の子どもへの関わり方や言動を観察するとともに、日中の保育活動時に、子どもの心身の状態や養育の状態、言動を観察し、保護者や子どもの様子の小さな変化に気づけるようにする。</p> <p>[家庭状況の把握]</p> <p>就労形態、家族構成などの家庭状況を可能な限り把握し、育児に当たりどのような困難を抱えがちなか、家族からの協力が得られているか、親戚や地域から孤立していないかといった点などを把握する。</p>
<p>調査</p>	<p>「気づきのためのチェックシート」に照らして虐待が懸念される場合には、必要に応じ保護者や子どもに状況を確認するとともに、一人で抱え込まずに所長をはじめ保育施設等内で情報を共有する。</p> <p>その上で、保護者や子どもとの接触の機会を増やすとともに、保護者への相談対応や声かけをより丁寧に行う。その際、育児の是非について触れず、励ますよ</p>

調 査	<p>うに心がける。</p> <p>また、虐待通告に備え、保護者の態度や言動、子どもの身体的状況や言動などを、日付や時間の経過を含め具体的に記録するとともに、外傷がある場合には、写真で撮影の上、必要な手当をする。</p>
介入援助	<p>保育施設等が保護者に事前説明なく虐待通告を行う場合は、虐待通告を行ったことにより、保護者が「保育施設が言いつけたのか」などと詰め寄ってくることも考えられる。このため、保育施設等から保護者に対しては、「保育施設は虐待の通告義務があること」、一時保護があった場合は、「その決定は児童相談所がしたものであり保育施設がしたのではないこと」を伝える。</p> <p>なお、保護者から詳細な事実確認を行うための必要性や、後日の保護者と保育施設等とのトラブル（かえって保護者の不信やクレームを招くなど）を防ぐ目的から、保育施設等から通告を受けた旨を伝えることについて、市や児童相談所から協力を依頼することがある。</p>

※詳細については、「保育施設における虐待対応ガイドライン（飯塚市こども未来部こども家庭課作成）」を参照

⑥子育て支援センター

<p>発見</p>	<p>利用者を見守り話かけるなかで、保護者や子どもの様子に不自然さや不安を感じとった場合は、虐待やネグレクトにあたる可能性があることを考慮し、スタッフ間で情報を共有し見守りを続ける。</p> <p>また、虐待及び虐待の疑いがある情報を利用者から聞いた場合は、利用者に虐待対応ダイヤル 189 への通報を提案する。利用者が通報をためらう場合は、子育て支援センターから市に相談する。</p>
<p>調査</p>	<p>虐待及びネグレクトの可能性のある場合や育児不安のある保護者に対応した場合は、関わったスタッフからの情報をまとめ、他の子育て支援センターにも利用状況やその際の様子を聞く。集めた情報をもとに市や専門機関に相談し、情報を共有しながら見守りを続ける。</p>
<p>援助</p>	<p>利用者に子育て支援センターが安心して過ごせる場所であることを感じてもらい、スタッフや利用者同士と過ごすなかで気持ちをほぐしていく。子育てに役立つ講座やイベントなどを企画し、情報や体験を提供することで保護者の育児不安を軽減する。</p> <p>保護者からの相談はひとりで抱え込むことなくスタッフ間で共有し、関係機関と連絡を取り合いながら対応する。また、定期的に保健師や助産師などによる相談日を設ける。</p>

- ⑦学校、児童クラブ、教育委員会（市学校教育課）、県教育事務所
 学校等は、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団など
 中で学ぶ場であることから、虐待を受けている子どもや不適切な
 養育環境にある子どもにとって、心身の健康と安全を保障する上
 で、特に大きな役割を担っている。

<p>発 見</p>	<p>昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団の中 で、ともに遊び、学び、生活する場での観察を通して、 日常の子どもの様子や変化から危険なサインを読み 取り、虐待されている（疑いのある）子どもの早期発 見に努める。</p> <p>[学校行事や登下校時などにおける観察]</p> <p>学校行事の際などに、保護者の子どもへの関わり方 や言動を観察するとともに、登下校時や日中の学校生 活時、健診時などに、子どもの心身の状態や養育の状 態、言動を観察し、保護者や子どもの様子の小さな変 化に気づけるようにする。</p> <p>[家庭状況の把握]</p> <p>家庭訪問の際などに、就労形態、家族構成などの家 庭状況を可能な限り把握し、子育てや教育に当たりど のような困難を抱えがちか、家族からの協力が得られ ているか、親戚や地域から孤立していないかといった 点を把握する。</p>
<p>調 査</p>	<p>子どもの健康状態、身長・体重の変化、不自然な傷 や火傷、身体や下着の汚れ具合、表情等を観察する。</p> <p>「気づきのためのチェックシート」に照らして虐待 が懸念される場合には、必要に応じ保護者や子どもに 状況を確認するとともに、一人で抱え込まずに校長を はじめ学校内で情報を共有する。その上で、保護者や 子どもとの接触の機会を増やすとともに、保護者への 相談対応や声かけをより丁寧に行う。その際、子育て や教育の是非について触れず、励ますように心がけ る。</p>

調 査	<p>また、虐待通告に備え、保護者の態度や言動、子どもの身体的状況や言動などを、日付や時間の経過を含め具体的に記録するとともに、外傷がある場合には、写真で撮影の上、必要な手当をする。</p>
介入援助	<p>市や児童相談所などの専門機関の判断を求め、必要に応じて家庭訪問等を行い、保護者の気持ちを受容しながら、家庭での悩みごとについてアドバイスなどの援助を行う。</p> <p>学校が保護者に事前説明なく虐待通告を行う場合は、虐待通告を行ったことにより、保護者が「学校が言いつけたのか」などと詰め寄ってくることも考えられる。このため、学校から保護者に対しては、「学校は虐待の通告義務があること」、一時保護があった場合は、「その決定は児童相談所がしたものであり学校がしたのではないこと」を伝える。</p> <p>なお、保護者から詳細な事実確認を行うための必要性や、後日の保護者と学校とのトラブル（かえって保護者の不信やクレームを招くなど）を防ぐ目的から、学校から通告を受けた旨を伝えることについて、市や児童相談所から協力を依頼することがある。</p>

※詳細については、「教職員のための虐待対応ガイドライン（飯塚市教育委員会作成）」を参照

⑧福祉事務所（市社会・障がい者福祉課）、障がい者基幹相談支援センター

発見	市関係部署、地域住民、民生委員児童委員、学校、保育施設、その他の機関等から虐待に関する通告や相談を受け、虐待されている（疑いのある）障がい児の早期発見に努める。
通告受理	<p>「障がい児通所支援施設従事者が虐待をしている。」という通告を受けた場合、「相談・通報・届出受付票」に基づいて通告内容を確認する。</p> <p>また、具体的な調査内容などを協議検討するための「コアメンバー会議」を直ちに開催し、障がい者基幹相談支援センターと対応を協議する。</p>
調査	子どもの安全確認を最優先（48時間以内）に行うように努めるとともに、「コアメンバー会議」の協議検討事項に基づいて、個々の事例について様々な情報の収集と整理を行い、施設への聞き取り調査を行う。
援助方針	調査の結果に基づき、「コアメンバー会議」を開催し、援助方針を定める。
介入援助	<p>必要に応じ、施設には改善事項報告書の提出を求める。また、県への報告の可否について検討する。</p> <p>援助方針に基づいて、子どもの障がい特性に応じた福祉サービスの導入を図る。</p> <p>障がい児や保護者の負担軽減が図られるよう、関係機関と連携を行い、支援体制の構築を目指す。</p>

※詳細については、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省作成）」を参照

⑨ 民生委員児童委員、主任児童委員

<p>発見</p>	<p>市役所、児童相談所、保育施設、学校などの関係機関に積極的に顔を出すとともに、家庭訪問や地域活動などの日頃の活動を通じて、担当区域内におけるひとり親家庭や妊産婦、子どもなどの実情を把握する。</p> <p>民生委員児童委員と自治会長が協力し、地域住民から情報が入りやすくなる状況をつくる。</p> <p>地域における日常の相談活動の中から、子どもと保護者の関係や育児状況において気になる家庭を見守り、虐待が疑われる子どもを発見した場合は、市や児童相談所に通告する。</p>
<p>援助</p>	<p>地域の子どもたちの様々な情報をキャッチできるよう、日頃から訪問等により保護者の相談相手になって、子どもの様子を見守っていく。また、行政から依頼があれば協力して情報収集を行う。</p>

※詳細については、「児童委員の活動要領（厚生労働省作成）」を参照

⑩ 市まちづくり推進課、自治会連合会

地域でしか気づかない、子どもの泣き叫ぶ声や大人の激しい怒鳴り声が聞こえる、暗くなったのに子どもが1人外に閉め出されているなどの虐待の兆候を発見した場合は、市こども家庭課や児童相談所に通告する。

⑪ 市男女共同参画推進課

配偶者等からの暴力（DV）、離婚、生活困窮など、女性に関する様々な相談に応じる。

⑫ 児童相談所

発見	通告があった場合は 48 時間以内に子どもの安全確認のため児童福祉司等が家庭訪問等を行う。
調査	虐待もしくはそれが疑われる状況の有無を確認し、家族の状況等を調査する。
介入援助	子どもの安全確保のため、児童相談所による一時保護、医療機関への入院、施設への一時保護委託等を行うが、生命に危険がある等、急を要する場合には、児童相談所は保護者の意向に関係なく、躊躇なく子どもを一時保護する。そのうえで、在宅支援、施設入所といった支援のあり方を決定する。

※詳細については、「児童相談所運営指針（厚生労働省作成）」を参照

⑬ 警察

警察は、虐待の防止が、子どもの生命、身体の保護という警察の責務であることを認識の上、市や児童相談所などの関係機関と連携しつつ、子どもの安全確認と安全確保を最優先とした対応を行う。

発見	<p>保護者による子どもへの暴行や傷害、夫婦間のもめごとなど 110 番等により、警察へ直接通報があるほか、家出、徘徊、迷子、万引き等を背景に、虐待が潜在化している場合もあることに留意し、早期発見に努める。</p> <p>子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力が、子どもに著しい心理的外傷を与える場合は、心理的虐待に含まれることから、配偶者に対する暴力事案について相談を受理した場合には、子どもに対する虐待があることも考えて事情聴取を行う。</p>
調査	虐待及び虐待と疑われる状況の事実確認を行うとともに、子どもの安全確保、身体確認、家族の状況等を調査する。

調 査	<p>子どもの安全が疑われる事案については、子どもの安全確認を最優先に対応し、子どもの安全を警察官が直接確認する。</p>
介入援助	<p>警察は虐待を受けている子どもを被害児童として保護する任務をもっている。保護した子どもを家族に引き渡すことが不適切であると判断すると、児童相談所に身柄つき通告を行う。</p> <p>児童相談所が児童の安全確認、一時保護又は立入調査等を行う際に、要請に応じて支援する。また、個々の事案について、児童相談所等の関係機関と緊密な連携をとりながら、時間、場所、方法、子どもの年齢や状態などを総合的に勘案し、その上で子どもを保護する観点から、犯罪に該当する場合は、適切に事件捜査する。</p>

⑭ 医療機関

発 見	<p>医療機関においては、重篤な事例が発見される可能性が高いことを念頭におき、保護者の不注意による事故での受診や発育不良等から虐待が疑われる事例を早期に発見し、市や児童相談所等の関係機関に情報を提供する。</p> <p>明らかに傷害罪、暴行罪に該当すると思われる事例については、警察への通報を行う。</p>
調 査	<p>虐待もしくはそれが疑われる状況の有無を確認し、家族の状況等を調査する。乳幼児健診、予防接種、保育施設・学校健診においても、子どもの全身診察ができる貴重な機会であるため、虐待を発見しやすい場となる。常に虐待の被害にあった子どもに出会う可能性を念頭に置く必要がある。</p>

介入援助	<p>診察の際には、子どもの発育、発達や健康上の問題、育児上の悩みごとに関して保護者の相談相手として、必要な助言・指導を行う。</p> <p>医学的重症度が高い場合や帰宅させると生命に危険が及ぶ再虐待のリスクが高い場合は、入院が必要である。</p> <p>入院の必要性を保護者へ説明したにもかかわらず、保護者からの同意が得られず、子どもの安全を脅かすことになると判断した場合には、児童相談所所長権限による緊急一時保護の要請を検討する。</p> <p>法律上、加害の可能性がある保護者に対して医療機関が告知する義務はないが、多機関の関与や関係機関との調整において、必要な行為と認識すべきである。</p>
------	--

※詳細については、「すべての医療従事者のための子ども虐待対応ハンドブック（公益社団法人 福岡県医師会作成）」を参照

⑮ 歯科医師会

近年、児童のむし歯は激減という表現が相応しいほどに減少しているため、外来の診療室または集団検診の場で、多発性で重度に進行したむし歯を発見した場合は、ネグレクトを強く疑う。

現在、1歳6ヵ月、3歳、就学時前と入学後の毎年の歯科健診が義務付けられており、受診が行われれば、ネグレクトを疑わせる事例の発見は可能であるため、歯科健診等により把握したケースにネグレクトの可能性がある場合は、速やかに市や児童相談所と情報の共有を行う。

⑯ 法務局

法務局は、日常生活で生じる人権に関する悩みやトラブルなどの相談に対応している機関である。

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に

訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくない。そのような場合のための「子どもの人権110番」を設置しており、子どもの発する信号をキャッチし、その解決に導くための相談を受け付け、必要な支援を行う。

⑰ 弁護士会

虐待に関する法的問題については、弁護士が関与することにより現行法を最大限有効に活用することが可能になる。とりわけ、親権の濫用から子どもを守るために、弁護士の支援が必要とされる場面が多くなっている。弁護士は、法的な対応が必要なケースについて、市や児童相談所などに対し、法律の専門家として相談に応じるほか、法的な手続きに関して様々な実務を行う。

[児童福祉法第28条に基づく申立てへの助言等]

虐待などを行った保護者が、子どもを児童福祉施設に入所させることなどに同意しない場合において、児童相談所が、児童福祉法第28条に基づき家庭裁判所に対して児童福祉施設への入所等の措置の承認を求める審判の申立てを行う際に、助言や支援を行うほか、代理人として申立てを行う。

[親権喪失・停止の請求への助言等]

保護者の虐待や不適切な関わりなどにより、児童相談所や子どもなどが、民法に基づき家庭裁判所に対して親権の喪失や親権停止の審判などの請求を行う際に、助言や支援を行うほか、代理人として請求を行う。

[刑事告発・告訴への助言等]

刑事事件について、児童相談所が告発を行う場合や、子どもが告訴を行う場合などに、助言や支援を行うほか、代理人となる。

⑱ 大学

地域問題に密着した福岡県ならびに筑豊地域の課題に焦点をあてた児童虐待を含む社会福祉分野における学術研究調査を行い、市や関係機関に対して、虐待の早期発見や早期対応を図るた

めの助言等を行う。

⑱ 社会福祉協議会

社会福祉に関する事業を企画・実施するとともに、相談事業や生活福祉資金貸付などを行う。低所得者、障がい者及び高齢者世帯を対象に、資金の貸付と合わせて、必要な相談支援を行うことにより、虐待の早期発見、経済的自立及び生活意欲の助長促進、また、在宅福祉及び社会参加の促進を図る。

⑳ 民間団体等

行政と NPO その他民間団体は、相互の利点を生かし、役割を補完しながら協働して虐待の早期発見・早期対応に努める。子どもが直接 SOS を発信できる電話相談等は、虐待の早期発見・早期対応に有効となる。

また、民間団体等が行う子ども食堂や食材配布、学習支援などの中で、支援が必要な親子を把握した場合は、市や関係機関と情報共有し、必要に応じて子育て支援センターなどの子育て支援事業の利用につなげる。

気づきのためのチェックシート

●子ども

要因	様子や状況例	☑欄
心身の 状況	倦怠感、頭痛、不眠などの不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える	
	不自然な外傷（あざ、打撲、やけど）などが見られる	
	体重・身長が著しく年齢相応ではない、極端な栄養障害や発達の遅れが見られる	
	睡眠中に突然叫んだり、悪夢、不眠がある	
	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう	
	大人の顔色をうかがったり、接触を避けようとしたりする	
	表情が乏しく、受け答えが少ない、ボーっとしている、急に気力がなくなる	
行 動	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする	
	他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動がみられる	
	激しいかんしゃくを起こしたり、かみついたりするなど攻撃的である	
	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである	
	用事はなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める	
	不自然に子どもが保護者と密着している	
	必要以上に丁寧な言葉遣いや挨拶をする	
	繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える	
	自暴自棄な言動がある	
	保護者の顔色をうかがう、意図を察知した行動をする、おどおどして落ち着きがない	
	保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、離れると安心し表情が明るくなる	
	不自然な時間に出歩いている	
反社会的行動（非行）、深夜の徘徊や家出、喫煙、万引きなどの問題行動を繰り返す		
衣食・ 清潔	からだ（洗髪していない、におい、垢の付着、爪の伸び）が清潔に保たれていない	
	衣類が破れたり汚れている、いつも同じ服を着ている、季節にそぐわない服装をしている	
	虫歯の治療が行われていない、咬合不全、発語・嚥下機能の発達不全等	
	食べ物への執着が強く、過度に食べる、食べ物をねだることがよくある	
	極端な食欲不振が見られる	
登園・ 登校	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い	
	何かと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない	
	きょうだい児の面倒を見るため、欠席・遅刻・相談が多い	

気づきのためのチェックシート

●保護者

要因	様子や状況例	☑欄
子ども との 関わり	特異な育児観、脅迫的な育児、理想の押しつけや年齢不相应な要求がある	
	体罰容認など暴力への親和性	
	子どもの発達にそぐわないしつけや行動制限をしている	
	「可愛くない」「憎い」など差別的な発言がある	
	子どもとの愛着形成が十分に行われていない	
	子どもの発達等に関心であったり、育児について否定的な発言がある	
	きょうだい児に対する差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度	
	育児に対する不安、育児知識や技術の不足	
	小さい子どもを家に置いたまま、よく外出している	
	子どもがケガをしたり、病気になっても医師に診せようとししない	
子どものケガについて不自然な説明をする		
心身の 健康	精神科への受診歴、相談歴がある	
	産後うつ等精神的に不安定な状況	
	アルコールや薬物の依存(過去も含む)がある	
	身体障害、知的障害がある(障害者手帳等の有無は問わない)	
	子育てに関する強い不安がある	
	保護者自身が必要な治療行為を拒否する	
行 動	子どもが受けた外傷や症状と保護者の説明につじつまが合わない	
	調査に対して著しく拒否的である	
	保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う	
	ささいなことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない	
	被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある	
	他児の保護者との対立が頻回にある	
生活歴	予期しない妊娠・出産、若年の妊娠	
	自殺企図、自傷行為の既往がある	
	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている	
	過去に心中の未遂があった、過去にきょうだい児の不審死があった	
	配偶者等からの暴力(いわゆるDV)を受けている(いた)	

気づきのためのチェックシート

● 家庭・養育環境

要因	様子や状況例	☑欄
家族・ 養育 環境	夫婦間の口論、言い争いがある	
	いつも子どもの泣き叫ぶ声や物がぶつかるような音がする	
	絶え間なくケンカがあったり、家族（同居者間の暴力）不和がある	
	家中ごみだらけ、異臭、シラミがわく、放置されたペット等の多頭飼育	
	理由が分からない頻繁な転居がある	
	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚・離婚を繰り返す）	
	ひとり親	
	未婚（パートナーがいない）	
	ステップファミリー（子ども連れの再婚）	
きょうだい児への虐待歴		
社会・ 経済	経済的に不安定	
	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている	
	生活保護を受給中	
	健康保険の未加入（無保険な状態）	
サポート	養育者間（父・母等）の協力体制が得られない	
	親族や友人などの養育支援者が近くにいない	
	周囲からの支援に対して否定的	
	関係機関や社会資源からの関わりや支援を拒否する	
	近隣や地域から孤立している家庭	

通告（相談・連絡）の Q&A

Q: 通告は匿名でいいのでしょうか。

A: 匿名の通告（相談・連絡）は可能です。

また、誰が通告してきたかなど、個人のプライバシーは保護されます。

（児童虐待の防止等に関する法律第 7 条）

Q: 虐待かどうか、判断できない。よその家庭のことを告げ口しているみたいで不安です。

A: 通告内容が間違っている場合でも、刑事責任など問われることはありません。

「虐待かも？」と思ったり感じた場合は通告する義務があります。

虐待は、「家庭」という密室でおき、また、保護者は自分の行為が虐待であると気づいていない場合もあります。近隣の方々の「何か変だな？」など早い段階での気づきが支援への第 1 歩です。

（児童福祉法第 25 条、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条）

Q: 相談・通告の後はどう支援されるの？

A: 市は、まず、子どもの安全を確認するための調査をおこないます。その際に通告者のプライバシーが漏れることはありません。

（児童福祉法第 25 条）

Q: 医療機関・学校や園等で発見した場合は？

A: 医療機関・学校や園等は、原則として個人情報保護法や守秘義務に違反することなく児童虐待に係る情報提供ができることが法律上明記されています。発見した機関は、子どもの安全を守ることを最優先に組織で対応することが重要です。

（厚生労働省通知：雇児発 0603 第 1 号）